

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
11	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。	【支障事例】 公立学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。 そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時施工ができず、足場工に係る工事費がかさみ、非効率となっている。	学校施設の建物改修としての、外壁改修工事、屋上防水事業等には足場工が必要であるため、同時施工を行うことにより、地方公共団体の負担軽減が図られるとともに、学校施設の長寿命化の推進が図られる。	学校施設環境改善交付金交付要綱	文部科学省	長崎市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
旭川市、石巻市、ひたちなか市、八王子市、府中市、川崎市、新発田市、多治見市、島田市、伊豆の国市、豊橋市、豊田市、北名古屋市、大阪市、府中町、高松市、宇和島市、福岡市、五島市、熊本市、宮崎市	<p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育債の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○大掛かりな屋上防水の改修工事については、施設の維持補修という観点にとどまらず、建物を長期的に利用可能にする手段の一つであり、工法内容によっては屋内の温度環境も改善される省エネルギーに資することから、積極的促進を図るため補助対象とする必要性があると考えます。</p> <p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育債の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○当市では大規模改造(老朽)において、屋上防水工事についても補助対象として計上している。</p> <p>ただし、大規模改造(老朽)は校舎の内部と外部の両方を全面的に改造する必要があるため、屋上防水工事単独では補助対象とすることができない。屋上防水工事単独で補助対象となれば、より細かく実態に応じた老朽化対策が可能となる。</p> <p>○学校施設の長寿命化の推進のため、当市でも提案市と同様、屋上防水事業を実施しているが、補助対象事業ではないため、市の一般財源を圧迫している。施設の長寿命化には、屋上防水事業の推進は重要であるため、それらに関わる経費についても補助対象として扱っていただきたい。</p> <p>○屋上防水工事と外壁改修を一体とした補助メニューを創設していただくとうれしい。</p> <p>○本市においても、学校施設を含む公共施設の老朽化対策として、最も効果が高い「屋根防水改修」と「外壁改修」を併せて、計画的に実施している。「外壁改修」については、学校施設環境改善交付金の「防災機能強化事業」での補助対象となっているが、「屋根防水改修」については、提案市同様、市費での実施となっており、財源確保に苦慮している状況である。加えて、本市では、「屋根防水」を「断熱」仕様とし、室内の温熱環境改善を図っているため、「大規模改造(老朽)」による補助対象としてだけでなく、「大規模改造(老朽)エコ改修」としても補助対象拡大を強く要望する。</p> <p>○建築物の適正な維持管理を行うためには、建築部材における計画保全部材である「外壁と屋上防水」については、計画的に同時に修繕するのが当然である。外側の修繕を適正に行わなければ、内部の劣化は進行し、ますます維持修繕費が高くなってしまふ。本県も、予算不足で同時施工できないケースが多いが、同時に修繕できるよう制度化して予算要求したいと考えているところである。</p> <p>○ 外壁塗装工事や屋上防水工事等の外部の改修のみで校舎等の長寿命化が図られる場合については、学校施設環境改善交付金事業の大規模改造事業における老朽化対策工事の補助の要件である「外部及び内部の両方を全面的に改造するもの」に該当しないため、今後、多くの学校施設の老朽化改修を計画的に進めていく上では、補助要件の緩和を求める。</p> <p>○長期間の施工による学校運営上の支障などを勘案し、同時施工が望ましいとの判断のもと、外壁改修工事・屋上防水工事・トイレ洋式化工事の3つの工事を「老朽化対策工事」として、年間で小学校2校、中学校1校のペースで順次改修を進めている。</p> <p>外壁改修及びトイレ洋式化はそれぞれに補助メニューが存在するが、屋上防水工事のみが補助対象外であるため、合併特例債などの地方債で対応している。3つの事業を包括する補助メニューは「大規模改造(老朽)事業」や「長寿命化改良事業」があるが、補助要件として内部・外部の改修を行わなければならない、費用面から内部を含めた同時施工は困難である。</p> <p>現状では充当率や元利償還金に対する交付税措置率が高い地方債を活用できているものの、将来的には活用できなくなるため、地方公共団体の負担増が予想される。</p> <p>外部改修に特化した補助制度が新設される、もしくは既存の外壁改修の補助に屋上防水工事が補助対象範囲とされれば、長寿命化が図られるとともに地方公共団体の負担軽減も併せて図られる。</p> <p>○当市では、現在、防災機能強化事業により外壁剥落防止やサッシ建具の入れ替え等を実施し、大規模改造の質的整備によりトイレ改修を実施しており、大規模改造の老朽(外部と内部の全面改修)については実施していない。</p> <p>今後は、長寿命化改良事業と併せ、老朽改修の事業化を検討する必要がある。なお、屋上防水改修は、市の単独事業として実施しているところである。</p> <p>○当市でも長寿命化計画を定める予定であり、全体劣化と屋上防水の劣化の差異が生じるなどは推測できる。</p> <p>○学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時施工ができず、足場工に係る工事費がかさみ、非効率となっている。</p> <p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育債の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○当町では、今年度策定予定の「学校・社会教育施設等の利用・整備マスタープラン」に、将来に向けて何を、どのように、優先順位を付けながら、効率良く整備、メンテナンスしていくかを盛り込もうとしています。</p> <p>公立学校施設や社会教育施設などでは外壁改修工事や屋上防水工事などを始め、トイレの洋式化、独立した給食棟の建替え、校舎の大規模改修、体育館屋根の雨漏り問題等、様々な問題を抱えています。外壁改修などでは足場設置だけでも数百万規模の費用が掛かるため、町の予算規模では確保が難しく、やむを得ず先送りとなるケースが多々あります。</p> <p>(制度改正による効果)</p> <p>国の補助は各目的に応じた対象事業が存在するが、それでも対象範囲がごく一部分に留まるものが多い。内容によっては対象範囲より他の関連事業の割合が大部分となるケースも考えられ町の負担が大きい。対象範囲の拡大により、長寿命化計画の円滑な推進を図ることができます。</p>	<p>屋上防水工事については、現行制度においても屋上防水と外壁の改修の同時施工を補助対象としているところ。また、この点について文部科学省では、以下、各都道府県教育委員会を通じて域内市区町村教育委員会に周知している(28施設助第40号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知 [6]大規模改造を参照)。</p> <p>なお、防水工事単体で行う場合など、維持管理に係る経費については、国と地方の役割分担から地方の一般財源で実施することとされており、この維持管理の経費については地方交付税による所要の措置が講じられている。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
156	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改造事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	<p>【改正の必要性】</p> <p>公立学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金等の交付対象となるが、公立高等学校施設においては、一部を除き同補助金の補助対象とならず、かつ、地方債を利用した整備事業も一部を除き後年度の元利償還金の交付税措置等なく、地方財政措置が講じられていない。</p> <p>就学支援金等高等学校就学に係る支援により、高等学校の進学率は97%を超える(文部科学省調査)ところ、ほぼ全ての国民に関係が生じている中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県における、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の耐震化調査対象ベースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建替えが必要となる。</p> <p>耐震化された高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後耐震化のため10棟以上の建替えが必要な見込み。</p> <p>耐震補強と同時に外壁改修や屋上防水の大規模改造を実施しているが、国庫補助金の補助対象外であり、臨時高等学校改築等事業債を充当し実施しているが、起債償還時の地方財政措置は講じられていない(耐震補強は、地域防災計画に避難所として位置づけられる学校は緊急防災・減災対策事業債を充当し実施)ため、財政負担が大きく、耐震化の進捗も遅れる結果となった。</p>	<p>高等学校の老朽化対策の進展</p> <p>遅れている高等学校の耐震化の進展</p> <p>高等学校の施設的な不備による安全・衛生面に対する不安の解消 等</p>	<p>学校教育法</p> <p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律</p> <p>高等学校設置基準</p> <p>学校施設環境改善交付金交付要綱</p> <p>地震防災対策特別措置法</p>	文部科学省	奈良県	(参考資料) 平成29年度学校施設改善交付金の事業概要について

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
青森県、岩手県、静岡県、福島県、川崎市、富山県、静岡県、豊橋市、滋賀県、大阪府、伊丹市、鳥取県、島根県、徳島県、高松市、愛媛県、北九州市、熊本市	<p>○高等学校耐震化率(H28.4.1現在、非木造)87.8% ※全国44位</p> <p>近年、災害復旧や耐震化整備事業を優先実施しており、今後も吊り天井等の落下防止など施設の安全性の確保のための対応が必要となっている。また、施設の老朽化が進行しており、大規模な施設改修等が必要となっている。</p> <p>○学校施設の老朽化については、校舎などの躯体だけではなく施設内の設備も同様に劣化が進んでおり、日々安定した稼働が必要となる給食施設についても順次更新していく必要があるが、財政負担が大きいため老朽化した設備を使い続けているのが現状である。</p> <p>○本県においても、30年以上経過した学校施設は全体の約7割を占め、多くの施設において、近年に長寿命化対策や建て替えなどの判断が必要な時期を迎える。現状では一般財源で対応せざるを得ないため、財政負担が大きく対策が遅れることが予測される。</p> <p>○市立高等学校における施設整備改修等においては、現在補助メニューがほとんどなく、老朽化した施設の改修等に遅れが生じている。</p> <p>○これまで耐震化対策を最優先としてきたため、老朽化対策は遅れている状況である。生徒・教職員の安全確保のためにも老朽化対策は喫緊の課題であり、高校も補助対象とすべき必要性がある。</p> <p>○本県における公立(県立)高校については、構造部分の耐震化が完了したところであり、今後耐震化から老朽化対策に重点をシフトさせていく必要がある。老朽化対策については、機能面での改善を図るだけではなく、児童・生徒の安全面を確保するために大変重要であることから、大規模改修事業の補助対象を公立(県立)高校への適用拡大が必要と考える。</p> <p>また、特別支援学級の教室不足解消のため、余裕教室等をバーテーションで間仕切るなど臨時的に措置をしていることから、県重要要望においても、障害児等対策事業の補助対象拡大について働きかけてきており、学校施設環境改善交付金制度の拡充が必要と考える。</p> <p>○本県においても高等学校施設の老朽化が進行しており、築35年以上(S56.4.1以前建築)経過している建物が全体の54.6%を占めている。更に、改築を検討する時期となる築45年以上(S46.4.1以前建築)経過している建物が全体の25.2%を占めていることから、高等学校施設の老朽化・長寿命化対策およびこれに係る財源の確保が課題となっている。</p> <p>○本県の県立学校施設の経年別保有面積で見ると、約4割が既に建築後40年以上を経過しているほか、約7割が25年以上を経過しており、進行する施設の老朽化への対応が急務となっている。</p> <p>本県では、建築後20年程度が経過した施設について大規模改修事業を実施するとともに、40年程度が経過した施設については、長寿命化改修又は改築事業を実施するなど、施設の老朽化対策に取り組んでいるところであるが、今後更に対応が必要となる施設が増加する見込みであり、それに伴う財政負担が懸念される。</p> <p>本県の県立学校における高等学校の割合は、保有面積で9割近くを占めているところであり、学校施設環境改善交付金等による財政支援の対象を高等学校の老朽化対策にも拡大して財政負担を軽減することにより、一層の安全・安心の確保の推進を図ることが求められる。</p> <p>○当県の公立高等学校においては、耐震対策(非構造部材を含む)が概ね完了し、今後は、老朽化対策や長寿命化対策が重要な課題となる。このため、平成29年度県当初予算において、屋上防水やトイレ改修の緊急整備を要求したが、その影響で通常の営繕校予算が抑制されたり、国の財政措置等がないことから、予算計上が見送られている。今後、長寿命化改修等を全校で実施するためには莫大な経費が見込まれることから、円滑な事業実施のために国の支援制度が必要であり、支援制度を新設していただきたい。</p> <p>○小中学校と同様に、高等学校においても、改築が困難な中で、施設点検を行い劣化度に応じた計画修繕を実施する長寿命化に移行することが課題である。本県では県立学校施設も維持保全計画を作成しH29から計画修繕に移行しているものの、築後30年を経過する建物面積が70%を超える一方、財源が不足し計画の一部を先送りせざるを得ない状況である。</p> <p>計画的な老朽化対策への取り組みを適切に行うためには、交付金の補助対象とすることやH29から拡充された小中学校の大規模改修事業(単独事業)と同様に起債償還時の地方財政措置により財政負担を軽減する必要がある。</p> <p>○県立高等学校の場合、補助や交付金の制度がないため、ほとんどが県単独予算となるが、本県においても、築40年を超える校舎や体育館が全体の6割を占めている。これらについて改修や建替えを行う必要があるが、莫大な予算が必要であるため、財政当局の理解を得ることができず、遅々として進まない状況にある。</p> <p>また、通常の維持管理に必要な費用も莫大であるが、予算が足りず、基本的な修繕すら行えない状況にあり、実際の学校現場では日々老朽化した校舎に纏わるトラブル事例が後を絶たない状況である。</p>	<p>公立高等学校建物に係る施設整備については、国と地方の役割分担から地方の一般財源で実施することとされているが、耐震補強や長寿命化改修を含む一部の事業については、一定の要件を満たした場合において、地方交付税による所要の措置が講じられている(公共施設等適正管理推進事業債等)。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
205	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食施設整備に係る補助の見直し	学校給食施設整備事業について、施設を改修する整備に対しても補助対象とすることを求める。	現在、多くの給食室について老朽化が進んでおり、衛生面や調理員の安全面から給食室のドライ化などの改修が求められているが、現制度の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新増築や改築のみが補助対象であり改修工事については補助を受けられないことから、施設の改修が進んでいない。 (なお、学校施設環境改善交付金の「大規模改造(老朽)」に対する補助金は、改修も補助対象となるが、校舎の外部及び内部の両方を全面的に改造する工事であること、また、給食室が校舎と同一棟であることを満たさなければ補助対象にならない。また、補助対象事業費の上限は2億円であるが、校舎の大規模改造工事の事業費は通常2億円を大幅に上回るため、実際に活用することが難しい。)	給食室の施設改修事業の実施が推進されることにより、衛生面での環境改善が図られ、安全安心な給食の提供や調理員の職場環境の向上につながる事が期待される。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(6)、(22)、(23)、平成29年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(平成29年4月3日28施設助第40号)	文部科学省	長岡市	
230	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化庁「文化芸術振興補助金」に係る補助対象等の緩和	文化庁「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」に係る補助対象等の緩和	「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」において、講師謝金や翻訳料等各費目毎に詳細な単価上限を設定されるなどにより、補助金要望の時点で業者や招聘予定の講師に対して設定単価に沿った見積書を徴取した上で申請書類をまとめる必要があり、申請事務が煩雑で、柔軟に活用することが困難な状況となっている。 また、補助期間も最大3年間とされていることにより、3年を超える継続的な取り組み(情報発信、普及啓発等)ができないため、せめて地方創生交付金の交付期間である5年と同期間に延長するなど、補助対象の緩和や補助期間等の柔軟な運用を求める。	補助対象の緩和等により事務負担が軽減されるとともに、当該補助金の有効活用することで有形・無形の文化財を総合的に活用する取組を進めることにより、地域の活性化、地方創生の推進を図ることができる。	文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)交付要綱	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
旭川市、いわき市、ひたちなか市、所沢市、柏市、八王子市、川崎市、新発田市、静岡県、沼津市、伊豆の国市、名古屋市、豊橋市、京都府、八幡市、倉敷市、高松市、宇和島市、北九州市、五島市、雲仙市、熊本市、宮崎市	<p>○校舎外の給食調理場の老朽化対策については、新增築や改築の場合のみが補助対象となる。校舎と同一棟にある場合と同様に、大規模改造(老朽)や長寿命化改良事業の補助対象となれば検討の幅が広がり、整備を進めることが容易となる。</p> <p>○本市でも、学校給食施設の約半数が築40年を超え、老朽化が著しい。また、衛生管理基準に適合した給食室の計画的な改修も課題となっている。学校給食施設は児童・生徒の身体生命の安全に直接かわるという特性上、学校給食法が定める学校給食衛生管理基準により施設設備の在り方及び運営が厳格に定められている。現行の学校給食法が定める衛生管理基準に則した整備を行いながら、給食室の老朽化対策を促進していくために、学校給食給食施設整備にかかる財政措置の拡充を要望する。</p> <p>○本市においても、昭和48年以降に建設された自校方式の給食棟(18施設)や平成元年に建設された給食センターのドライ化を保健所から求められているが、多額の費用が嵩む為対応できない。</p> <p>現在の衛生基準に即した給食施設への改修には、実情に即した補助率の引き上げ、補助単価や基準面積の見直し等の制度改正を求め、施設の改修について老朽化対策を含めて検討していきたい。</p> <p>○本市においては給食室のドライ化などの衛生面での改修や給食の多様化に対応するための改修が求められており、それらを併せた老朽化対策が課題となっている。しかし、現制度の学校施設環境改善交付金の学校給食施設整備事業では、新增築や改築のみが補助対象であり改修工事については補助を受けられないことから、施設の改修が進んでいない。</p> <p>○本市においても学校施設の長寿命化に向けて、各校の給食室改修については平成30年度からの施工を計画しているところであり、上記同様の支障が懸念されるため、学校給食施設整備に係る補助の見直しを求める。</p> <p>①給食室は調理・洗浄等を行うことから、水蒸気や油分の影響で他の学校施設と比べて傷みが激しく短いサイクルで改修しなければならない。</p> <p>②近年は衛生基準や消防基準など食の安全や労働環境の改善が図られており、改修費は上昇傾向にある。</p> <p>③他の施設の老朽化も進んでおり改修費が多額になることから恵沢的に改修を進められない。</p> <p>○本市小学校の給食調理場は261校中ドライ20校、セミドライ50校であり、大規模改造や新築時に整備されているものの、ドライ化が進んでいない。衛生面や調理員の職場環境の面から更なるドライ化が求められている。</p> <p>学校給食施設整備単独の改修において国庫補助対象となれば、整備が改善されると考えられる。</p> <p>○調理場の老朽化した厨房機器等の設備更新について、平成28年度では約1億4千万円を支出しており、改修に係る補助の見直しの必要性を認める。</p> <p>○本市においても、給食室の老朽化が進んでおり、また、ドライ仕様に対応した大規模改修は実施できていないところである。単独調理校数 139校 うちドライ仕様校 22校</p> <p>○施設の性質上、長期間の稼働停止が難しいため、改修を前提とする長寿命化に向けた対応が必須である。このため、提案事項に賛同するものである。</p> <p>○平成21年4月の学校給食法改正により、二次汚染防止の観点による部屋単位の区分、ドライシステムの導入、さらには適切な温湿度管理など、衛生管理に関する詳細な規定を設けた「学校給食衛生管理基準」が法律で全国基準として明確に位置付けられた。</p> <p>これに伴い、老朽化した調理場について整備計画を策定し、今後「学校給食衛生管理基準」に適合した調理場の整備を推進していかなければならないが、厳しい財政状況の中、学校給食法改正に対応した施設整備が遅れている状況にあり、今後さらに学校給食施設を整備する必要がある。</p> <p>本市では、今後の調理場整備については、周辺調理場の老朽化などの状況を勘案しつつ、基本的には、センター方式として整備することが適当であるとした「高松市学校給食調理場整備指針(平成25年1月作成)」に基づき、平成32年4月稼働を目指してセンター方式による学校給食センターの整備を進めているところであり、また、本市の学校給食施設は、築30年を経過した施設が約8割を占めるため、施設の計画的な整備が必要であり、今後、多大な経費を要することが想定されている。</p> <p>このようなことから、基準面積や基準単価の大幅な引き上げや補助率の引き上げ等、各市町村の実情に即した適切な交付金制度となるよう要望する。</p>	<p>学校給食施設整備事業の施設改修事業については、平成16年8月24日の「国庫補助負担金等に関する改革案～地方分権推進のための「三位一体の改革」～(地方六団体)」等において、「平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金」の中に含まれるなどしていたものである。</p> <p>その後、平成17年11月30日の「三位一体の改革について(政府・与党合意)」において、建設国債対象経費である「施設費」については、地方案にも配慮し、その一部について税源移譲することとされ、国と地方の役割分担から本事業も平成17年度限りで補助金として廃止し、税源移譲されるとともに、所要の地方財政措置が講じられているものである。</p>
石川県、静岡県、長崎県、伊勢原市、北九州市	<p>○「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」の対象範囲は、二次交通の確保が難しく車が主な移動手段となる離島部においても、駐車場の整備に補助金が使用できないなど、認定地域の実情に対応できていないので、補助金の対象範囲の改善を望む。</p> <p>○当市では平成30年度で補助期間が終了するため、翌年から情報発信等ができなくなってしまう。特に1つの目安となる期間の2020年を待たずに日本遺産に対する取組が尻つぼみになる恐れがある。</p> <p>○設定単価の上限について 文化庁設定単価の上限額について、おそらく文化財の学術調査の際の調査員・講演話者の報酬等を念頭に設定されたものであるため、観光(商業)関係の報酬の現状とはかけ離れている。その単価制限により、事業の設計及び実施が困難になっている現状がある。</p> <p>・補助期間について 日本遺産を用いて、観光客の誘致だけではなく、地域の活性化を図るとの目的を掲げているが、3年間で現在の配分の補助金だけでは、大きな変化のきっかけ作りが困難である。</p>	<p>「文化芸術振興補助金(日本遺産魅力発信推進事業)」(以下「補助金」という。)は、日本遺産認定地域における自立化に向けた支援として、日本遺産を通じた地域活性化を目的とした、①情報発信・人材育成、②普及啓発、③調査研究、④公開活用のための整備に対して必要な支援を行っているもの。</p> <p>認定地域の自立化を促す観点から、補助期間終了後は、各認定地域の状況を分析し、各認定地域が抱える個別の諸課題に対する助言等を行う専門家の派遣などの支援の充実を図ることとしている。</p> <p>補助単価について文化庁基準単価を示しているが、それによりがたい場合は、文化庁基準単価以外の補助単価を認めているところ。</p> <p>補助金については、認定地域が事業を継続して行うための初期投資に対して支援するよう制度設計しており、補助金以外の財源も含め、総合的に事業を実施するよう求めているところ。一方、今後とも補助期間終了後も個別の実情把握や意見交換を通じ、認定地域への支援は行うこととしている。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
231	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	「指定文化財管理費国庫補助」に係る国有文化財の管理団体への補助見直し	「指定文化財管理費国庫補助要項」における補助対象に「危険木伐採その他必要な業務」を加える	「指定文化財管理費国庫補助要項」では、補助対象事業が「見廻り看視及び清掃」に限定されているが、史跡・名勝地内において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されているため、「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象事業とするよう、要項を改正していただきたい。	現在、見廻り監視等に限定されている補助対象について、危険木の伐採なども含めるよう運用改善を行うことで、見学者の安全を確保し文化財の適切な管理を効率的に行う。	指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、京都市、関西広域連合	
270	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)にかかる補助対象の明確化	放課後子ども教室における教育活動サポーターに係る旅費について、自宅から教室までの経費への補助は、要綱上「原則」除外されているが、原則の例外として校区内で教育活動サポーターを確保できない場合は対象となることを明確化すること。	【現状】本市では、様々な学習や体験・交流活動を行うとともに、子どもたちにとって安全で健やかな居場所を提供するため、教育活動サポーターとして地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を運営している。 放課後子ども教室の運営費については、財政支援措置が講じられているが、教室の様々な活動を行う教育活動サポーターに係る旅費・交通費については、「原則」補助対象とされていない。 【支障事例】事業の趣旨に即した地域住民の参画が重要と考えるが、地域によっては教室が設置されている小学校区内で教育活動サポーターを確保することが困難な場合があり、サポーターが自らの在住する小学校区を超えて遠隔地の教室に移動することを余儀なくされている状況が生じている。そのため、ほぼ毎日開設している教室の実施に当たっては、本人の交通費負担が大きな課題となっている。 国においても放課後児童健全育成事業との一体型の放課後子ども教室の拡充を進めており、平成30年度には全国で20,000カ所の開設を目標としている。しかし、地域によっては、小学校区内で教育活動サポーターが確保できず、小学校区外に居住する人材にお願いする場合や、そもそも小学校区が広く、どうしても交通費がかかってしまう地域もあると思われる。このような国の方向性と事業実施が困難な地域があることを踏まえれば、「原則」の例外として認められるべきものであることから、原則の例外として当該事例が対象となることを明確にいただきたい。	原則が明確化され、交通費の扱いが明らかになることで、小学校区外から様々な人材に教育活動サポーターとして参画していただくことが可能となり、放課後子ども教室の事業を安定して展開することができ、子どもたちにとって安全で健やかな居場所の提供に資するものとする。	・学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金交付要綱 ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金実施要領別紙2「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」6.(2)②カ	文部科学省	兵庫県、洲本市、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
静岡県、奈良県、仙台市、磐田市、伊豆の国市、城陽市、八幡市、徳島市、大村市	<p>○「指定文化財管理費国庫補助要項」では、補助対象事業が「見廻り看視及び清掃」に限定されているが、史跡・名勝地内において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されているため、「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象事業とするよう、要項を改正していただきたい。</p> <p>○本市でも、史跡地内において、老木の枯死に伴う落木、土砂の流失など、見学者の安全を脅かす状況が確認されている。</p> <p>○史跡地内の樹木の繁茂が景観上問題となり、史跡の価値や観光面での支障を来している場合がある。</p> <p>○当市では天然記念物において、害害による枝の折損の事例がある。折損した枝の伐採、片付け等にかかる費用等が課題となっている。補助対象事業となることで、適切な管理が行われるものと考えられる。</p> <p>○本市には史跡が多く、その公有地に従って管理運営に係る経費も年々増大する傾向にある。古墳等は現況が森林である場合が多く、その倒壊が懸念される。</p> <p>○重要文化財及び史跡において、敷地内にある樹木が近隣住民や見学者に対し一部危険な状態となっているものもあり、安全確保のために伐採が必要である。所有者の負担を軽減しつつ、文化財を適切に管理するため、要項の改正が必要である。</p> <p>○本市には国指定史跡があり、整備後に年月が経過している史跡や、未整備で市が管理している史跡において、老木の枯死による落木等が生じ、対応に多額の費用がかかっている。この管理経費は、市内部でも削減を求められているところであり、今後も見学者の安全を確保して十分な管理を継続して実施していくために、史跡地における「危険木伐採その他必要な業務」を補助対象に含めてもらうことが必要となる。</p> <p>○本市においては、天然記念物の樹叢内での倒木や枯れ枝等の処理について、現状では職員等で対応可能で特段の予算措置を講じていないが、将来的に大規模な処置が必要となった場合には、国庫補助の適用は有益であると考えられるため、本件の趣旨に賛同する。</p> <p>○本市の国指定史跡は、台風等の強風後には倒木が塞ぎ、見学者等の通行を妨げ危険な状況を生ずることが多い。史跡の環境保全を適切に行い見学者等の安全確保を図るため、危険木の伐採等を含めた国庫補助要項の運用改善の検討が必要である。</p>	<p>国文化財を含め、史跡等における危険木の伐採は「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の補助対象事業となっており、現行の文化財保存事業費関係補助金において補助が可能である。</p> <p>上記については、都道府県の担当者を対象に文化庁が毎年実施している文化財関係補助事業計画ヒアリングの場等で引き続き周知を図っていく予定。</p>
岩手県、春日部市、富山県、豊橋市、倉吉市、島根県、出雲市、愛媛県、宇和島市、長崎県	<p>○【現状】：山間部が多い本県では、集落が点在している。地域住民の参画により実施している放課後子供教室事業にかかる教育活動サポーターも広範囲から集まって推進している。【支障事例】：移動に際し、市町村の規定では交通費支払いの対象になるほど遠くから事業場所に通う教育活動サポーターもあり、市町村単費で支払っている。原則としては地域住民による運営だが、そもそも本県は地域が広域であるため教育活動サポーターに係る交通費の負担は大きい。放課後子供教室の安定的な運営のために教育活動サポーターの確保に支障をきたしている。</p> <p>○当県でも同様の支障事例があるため、提案に賛同する。本県では離島地区を多く抱えているが、特に離島地区内の二次離島(本土地区と直接の交通手段がない島)などにおいて、小学校区内での教育活動サポーター等の確保が困難な状況がある。二次離島への交通手段は、船舶となるため料金が高いが、旅費が補助対象とならないため、本人の交通費負担が課題となっている。そのため、原則補助対象外とされているが、地域の実情によって人材確保が困難な地区については、当該旅費を補助対象として認めていただきたい。</p> <p>○子どもたちの豊かな体験と、地域の教育力の向上を目指して放課後子ども教室を実施しているが、児童の安全確保や、より質の高い活動を行っていくには、地域住民のみならず多くの人材の参画が重要と考える。また、事業を支えるだけの人材の確保が、地域住民だけでは出来ない地区があるのも現実である。そのため、大学生や退職された教員、他地域に住む住民など、多くの方に交通費本人負担で協力を求めているが、十分な人数の参画を得ているとは言い難い状況である。</p> <p>○学校の統廃合等により、校区がかなり広がっている地域や過疎化によって同市町内であっても遠隔地の人材に協力を依頼しなければならないケースも増えてきており、旅費の支出が可能となることで、人材確保や地域の教育支援体制づくりが促進され、放課後の教育活動及び子どもへの支援の充実が図られると考える。</p> <p>○当市においては、放課後子ども教室の教育活動サポーターは原則として、その在住する校区の教室に従事していただいているが、人員補充のために他校区の教室に従事する場合が稀にある。その頻度は決して高くはないものの、慢性的な人員不足が生じている現状において、今後サポーターを新たに確保していくに当たり、支障が生じることが予想される。また、現在サポーター間で「謝礼金の単価が低すぎる」旨の不満も生じており、加えて校区外の教室へ従事する際の旅費等が補助対象とならないとなると、従事者確保がより困難になると懸念される。</p> <p>○制度改正の必要性あり。教育活動サポーターとして学生を対象に募集しているが、当市には短大・看護大があるに限られるため、旅費・交通費を補助対象とし公共機関等の利用により遠隔地からの学生が参画しやすくなる。</p> <p>○本市も同様に、小学校区内で教育活動サポーターが確保できず、小学校区外に居住する人材にお願いする場合等、交通費必要となるケースが存在している。要綱上の「原則」除外としている交通費等を対象となるように、要望する。</p>	<p>本事業の目的は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を推進することに加えて、それらの取組を通じて、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化を推進することである。</p> <p>その目的を達成するためにも、プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する「教育活動サポーター」については、小学校区内の地域住民等が参画することを想定しており、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費を補助対象経費とすることは認めていない。</p> <p>他の地域から参画する「教育活動サポーター」に対して交通費の支給を実施要領等で認めると、地域人材の発掘や育成が停滞し、結果として本事業の目的である「地域社会の教育力の向上」が阻害される恐れがあるため、原則の例外として校区外から参画する「教育活動サポーター」の交通費を補助対象経費とすることは困難である。</p> <p>また、本事業は法律補助ではなく、予算補助されている一方、活動自体は「地域学校協働活動」として法定化されており、いずれは各自治体において取組を自定化させる必要があることから、安易に例外を定めることは適当でないとする。</p> <p>なお、交通費を補助対象経費とすることは、実施要領上認めていないが、やむをえず他の地域から「教育活動サポーター」を招集するときに、自治体の単独経費で交通費を支給することは差し支えなく、「教育活動サポーター」の活動の対価として謝金を計上することは可能である。</p>